

家庭用GHPパック空調契約（選択約款）

（１－１供給区域・１－２供給区域）

２０２４年　１月１５日実施

新 発 田 ガ ス 株 式 会 社

家庭用GHPパック空調契約（1－1供給区域・1－2供給区域）

1. 目 的

この選択約款は、家庭用空調機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- （1）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用GHPパック空調契約選択約款（ガス小売供給約款別表第1の1－1供給区域・1－2供給区域）によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- （2）お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- （3）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- （4）この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- （1）「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- （2）「家庭用空調機器」とは、冷凍能力22.4kw（6.4US.RT）以下の空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器およびガス吸収式の機器をいいます。
- （3）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- （4）「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。ただし、併用住宅であっても、居住部分の専用ガスメーターを設置した場合には専用住宅とみなすものとします。
- （5）「夏期」とは、7月使用分（6月検針日の翌日から7月検針日まで）から9月使用分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）までの3か月間をいい、「その他期」とは、

10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）から6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）までの9か月間をいいます。

- (6)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) この選択約款は、別に定めるガス小売供給約款別表第1の1-1供給区域及び別表第1の1-2供給区域に適用します。
- (2) お客さまが、専用住宅または1需要場所におけるメーター号数（ガス小売供給約款12-1（4）の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについては、そのメーター号数の合計とします。）が10号以下の併用住宅で家庭空調機器を使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議の上、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) 当社は、この契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款（小型空調契約、空調用夏期契約または家庭用温水暖房契約に限りです。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日またはガス小売供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約またはガス小売供給約款への変更の場合はこの限りではありません（（3）において同じ）。
- (3) 当社は、この契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (4) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含まず。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は次のとおりといたします。

- (1) 新にガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月と

して12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

8. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金（消費税等相当額を含みます）」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

9. 単位料金の調整

(1-1) ガス小売供給約款別表第1の1-1 供給区域

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1の(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

39,090円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表１の（３）に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 1.0299$$

（備 考）

トン当たり LNG 平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

（１－２）ガス小売供給約款別表第１の１－２供給区域

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１の（３）のとおりといたします。

調整額（１立方メートル当たり）

$$= (\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) \div 1,000 \text{円} \times \text{調整単価}$$

（計算結果の小数点第３位以下の端数を四捨五入します。）

調整単位料金（１立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + \text{調整額} \times (1 + \text{消費税率})$$

（計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。）

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び調整単価は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

８８，５５０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１（３）で定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）

③ 調整単価（天然ガス１トンにつき１，０００円単位の単価）

０．７１９円

（備考）トン当たり LNG 平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2024年 1月15日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う移行措置

当社はガス小売供給約款別表第1の1－2供給区域において、この選択約款の実施に伴う移行措置として、この選択約款9. 単位料金の調整（1－2）にて算定した調整単位料金から、以下の単価を差し引きます。

2023年11月適用	1立方メートルのつき	33.00円	（消費税相当額を含みます）
2023年12月適用	1立方メートルのつき	26.40円	（消費税相当額を含みます）
2024年 1月適用	1立方メートルのつき	19.80円	（消費税相当額を含みます）
2024年 2月適用	1立方メートルのつき	13.20円	（消費税相当額を含みます）
2024年 3月適用	1立方メートルのつき	6.60円	（消費税相当額を含みます）

(別 表)

1. 早収料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は、9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1-1) ガス小売供給約款別表第1の1-1 供給区域

(1) 基本料金

1 か月につき	2,750.00 円 (消費税相当額を含みます。)
---------	------------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	その他期
1 立方メートルにつき	60.11 円 (消費税相当額を含みます。)	81.27 円 (消費税相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(1-2) ガス小売供給約款別表第1の1-2 供給区域

(1) 基本料金

1 か月につき	2,750.00 円 (消費税相当額を含みます。)
---------	------------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	その他期
1 立方メートルにつき	80.32 円 (消費税相当額を含みます。)	116.69 円 (消費税相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。